処　分　基　準

平成17年６月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第51条の13第２項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の返納命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：確認事務の委託の手続等に関する規則第14条
処　分　基　準：駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第２項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。ここで同項第３号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　駐車対策係(電話025-285-0110 内線5051~3)
備　　考：